

中距離核戦力（I N F）全廃条約破棄に対する
日本政府の対応を求める意見書

2018年10月20日に米国のトランプ大統領は、旧ソ連と結んだ中距離核戦力（I N F）全廃条約から離脱する方針を表明し、2019年2月1日に同条約の破棄を発表し、ロシアに通告しました。

この条約は、1987年12月に米国と旧ソ連との間で、冷戦時代に繰り広げられた核兵器の開発競争に史上初めて歯どめをかけ核軍縮に向けて行動することを約束したものであり、核兵器廃絶を願う長崎市民は、この条約に基づく取り組みが推進されることを強く願っています。しかしながら、もし、代替措置なしにこの条約が破棄されれば、今後、核兵器使用のリスクが高まり、再び、冷戦時代のような核軍拡競争の再燃が危惧されます。

本市議会では、2015年7月8日の被爆70周年の決議の中で、核兵器がどれほど非人道的な結果をもたらすのか、被爆者の思いを受け継いで、国際社会に訴えていく責務があることを市民総意のもとに、決意したところです。

今回の米国の条約破棄とそれに対するロシアの行動措置は、核不拡散条約（N P T）を中心とする国際的な軍縮・核不拡散体制に対する重大な脅威であるとともに、2017年7月に採択された核兵器禁止条約に込められた被爆者を初めとする世界の人々の積年の思いを考えると到底容認することはできません。

よって、国に対しまして、国連や関係各国が連携して米国とロシアが、これからも核軍縮・核廃絶に向けての役割を果たすことを要請していただくよう被爆地長崎の市議会として強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成31年3月4日

長 崎 市 議 会